

昭和二十七年法律第二百五十一号

内航海運業法

(目的)

この法律は、内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

2

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

2

二 漁船法（昭和二十五年法律第二百七十九号）第二条第一項の漁船

2

三 この法律において「内航海運業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

2

一 内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）

2

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業

ロ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十一号）に規定する港湾運送事業

ハ 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

二 内航運送の用に供される船舶の貸渡し（定期^{よき}傭船を含み、主として港湾運送事業（港湾運送事業法に規定する港湾運送事業をいい、同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。次号において同じ。）の用に供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理をする者が行う船舶の貸渡しを除く。第四条第一項第四号及び第六条第一項第五号において単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業

三 内航運送の用に供される船舶の管理（委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主として港湾運送事業の用に供される船舶に係るもの）を除く。第四条第一項第四号、第六条第一項第六号及び第十五条において単に「船舶の管理」という。）をする事業

(登録及び届出)

第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び位置
- 三 使用する船舶の名称、船種、総トン数その他国土交通省令で定める事項
- 四 船舶の貸渡し又は船舶の管理をする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者又はその船舶の管理に係る役務の提供を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、資金計画（内航海運業の円滑な運営を確保するために必要な資金に関する計画をいう。以下同じ。）、船員配乗計画（内航海運業の適確な運営を確保するために必要な船員の配乗に関する計画をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める事項を記載した事業計画を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を内航海運業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合に通知しなければならない。

2

一 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者であるとき。

2

二 申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しに一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）であるとき。

3

三 申請者が申請前一年以内に内航海運業に関し不正な行為をした者であるとき。

4

四 申請者が法人である場合において、その役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

5

五 内航運送をする事業又は船舶の貸渡しをする事業に係る申請にあつては、申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していないとき。

6

六 船舶の管理をする事業のみに係る申請にあつては、申請者がその事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有していないとき。

7

七 申請者が資金計画、船員配乗計画その他の事項について国土交通省令で定める基準に適合する事業計画を有していないとき。

2

八 國土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

第七条 第三条第一項の登録を受けた者（以下「内航海運業者」という。）は、第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。

2 いまだ、営業所の名称の変更その他の国土交通省令で定める基準に適合しない。

3 内航海運業者は、第一項ただし書の輕微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

5 第三条第二項の届出をした者は、その届出をした事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(内航運送約款)

第八条 内航海運業者のうち、内航運送をする事業を行う者（以下「内航運送をする内航海運業者」という。）は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定めた事項を記載した事業計画を添付しなければならない。

3	める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2	国土交通大臣は、前項の内航運送約款が荷主の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該内航運送をする内航海運業者に対し、期限を定めてその内航運送約款を変更すべきことを命ずることができる。
3	国土交通大臣が標準内航運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、内航運送をする内航海運業者が、標準内航運送約款と同一の内航運送約款を定め、又は現に定めている内航運送約款を標準内航運送約款と同一のものに変更したときは、その内航運送約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。
4	内航運送をする内航海運業者は、第一項の内航運送約款について、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。（書面の交付）
5	内航運送をする内航海運業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。
6	内航運送をする内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
7	国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、内航運送をする内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。
2	内航運送をする内航海運業者は、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画（運航日程）の他の船員の過労を防止するために必要な措置を講じなければならない。
2	内航運送をする内航海運業者は、前項の措置を講ずるに当たつては、船員法（昭和二十二年法律第二百号）第六十七条の二第四項の規定による船舶所有者の意見を尊重しなければならない。（承継）
第十二条	内航運送をする内航海運業者は、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画（運航日程）があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合においてその他の船員の過労を防止するために必要な措置を講じなければならない）の作成そ
2	内航運送をする内航海運業者は、前項の規定による船舶の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方に対し、提供する役務の対価その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
2	内航運業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該内航運業者は、当該書面を交付したものとみなす。
第十一条	内航運送をする内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2	安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航運送をする内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に關し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならぬ。
1	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
2	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
3	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
2	安全統括管理は、輸送の安全を確保するために内航運送をする内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に關し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならぬ。
1	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
2	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
3	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
4	安全統括管理は、輸送の安全を確保するために内航運送をする内航海運業者が、前三号に掲げる事項に關する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
5	運航管理は、内航運送をする内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に關する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
3	国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該内航運送をする内航海運業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
2	第六条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定に該当することとなつたときは、
3	事業に関し不正な行為をしたとき。事業の停止及び登録の取消し
2	（事業の休止及び廃止の届出）内航海運業者は又は第三条第二項の届出をした者は、事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
2	（船舶に関する表示）内航海運業者は（船舶の管理をする事業のみを行う者を除く。）は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。
2	（事業の休止及び廃止の届出）内航海運業者は又は第三条第二項の届出をした者は、事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
2	（事業の停止及び登録の取消し）内航海運業者は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができる。
1	この法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は登録若しくは変更登録に付した条件に違反したとき。
2	第六条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定に該当することとなつたとき。
3	事業に関し不正な行為をしたとき。
2	第六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(登録の抹消)

第十八条 国土交通大臣は、内航海運業者から第十六条の規定による届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該内航海運業者の登録を抹消しなければならない。

(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

第十九条 内航運送をする内航海運業者は、他の内航海運業者の行う内航運送を利用して物品の運送を行う場合にあつては、その利用する内航運送を行ふ他の内航海運業者が第十条、第十二条の規定により輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

(輸送の安全の確保に関する命令等)

第二十条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者が第十二条第一項、第四項若しくは第六項、第十二条若しくは前条の規定又は安全管理規程を遵守していないことその他他の事由によりその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者に対し、期限を定めて運航計画の改善、輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、内航海運業の健全な発達を図るために必要があると認めるときは、内航海運業者は又は第三条第二項の届出をした者に対し、業務運営の改善、船質の改善その他当該事業の合理化に關し勧告することができる。

(国土交通大臣による輸送の安全に関する情報の公表)

第二十一条 国土交通大臣は、毎年度、前条第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

(内航海運業者による輸送の安全に関する情報の公表)

第二十二条 内航運送をする内航海運業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に關わる情報を公表しなければならない。

(自家用船舶)

第二十三条 内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上のものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

第二十四条 登録又は変更登録には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の届出をした者は、当該届出に係る船舶を内航運送の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録等の条件)
2 前項の条件は、登録又は変更登録に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該内航海運業者に不当な義務を課すこととなるないものでなければならない。

(報告及び検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第三

条第二項の届出をした者に対し、その事業に関し国土交通省令で定めるところにより報告をさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十六条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程(第十二条第一項第一号(次条において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の基本的な方針の策定をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならぬ。

(准用)

第二十七条 この法律の規定は、もつばら湖、沼又は河川において営む内航海運業に相当する事業に準用する。

(海上運送法の適用除外)

第二十八条 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者は、海上運送法第二十条の二第一項及び第二項の規定並びに同法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を同法第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしなくててもよい。

(荷主の責務)

第二十九条 荷主は、内航運送をする内航海運業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

(荷主への勧告)

第三十条 国土交通大臣は、内航運送をする内航海運業者が第十二条第一項の規定に違反したことにより第二十条第一項の規定による命令をする場合又は内航運送をする内航海運業者が第十七条第一項第一号若しくは第三号に該当したことにより同項の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該内航運送をする内航海運業者に対する命令又は処分のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対して、当該違反行為の再発の防止を図るために適當な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

(職權の委任)
第三十一条 この法律の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。
2 地方運輸局長は、その権限に属する内航海運業の事業の停止の命令をしようとするところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)に行わせることができる。(聴聞の特例)
2 地方運輸局長の権限に属する内航海運業の事業の停止の命令又は登録の取消しの处分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 地方運輸局長の権限に属する内航海運業の事業の停止の命令又は登録の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
1 第三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する内航海運業を営んだとき。
2 第十四条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、名義を他人に利用させたとき。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
1 第三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する内航海運業を営んだとき。
2 第十四条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、名義を他人に利用させたとき。

第三十四条 第十七条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項本文（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第四条第一項各号に掲げる事項を変更したとき。

二 第八条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで同一航運送をする事業を行つたとき。

三 第八条第二項、第十一项第三項若しくは第七項又は第二十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

四 第十一条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（第十一条第二項第二号及び第三号（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つたとき。

五 第十一条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者は又は運航管理者を選任しなかつたとき。

六 第十一条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

九 第三十一条法人的代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に關して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項、第七条第三項若しくは第五項、第十三条第二項若しくは第十六条（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

三 第十五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第二十二条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月二八日法律第二五五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月二五日法律第九〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一二二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（昭和三九年七月二日法律第一四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月一日法律第九七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和四一年二月二六日法律第一五〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年二月二六日法律第一五〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四一年二月二六日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一日法律第九六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一日法律第九六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五六年四月一日から施行する。

係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う關係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和五十九年五月八日法律第二五号) 抄
(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長(以下「支局長等」という。)又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の行為(以下この条において「处分等」という。)は、政令(支局長等がした处分等があつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸支局長等(以下「海運支局長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令(支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に對してした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (昭和六一年二月四日法律第九三号) 抄
(施行期日)
(内航海運業法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第二十八条 この法律の施行の際現に日本国有鉄道の經營する連絡船事業(運輸大臣が指定するものに限る。)の用に供する船舶であつて改革法第二十二条の規定により旅客会社が引き継ぎ、かつ、經營する連絡船事業に係るものについては、第一百二十三条の規定による改正後の内航海運業法第二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
附 則 (平成元年一二月一九日法律第八二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十四条 この法律の施行の際現に附則第五条の規定による改正前の内航海運業法(以下「旧内航海運業法」という。)第三条第一項(旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内航運送取扱業の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業及び運送取次事業についてそれぞれ第三条第一項の許可及び第二十三条の登録を受けたものとみなされる者については、当該事

業に係る旧内航海運業法第四条第一項第三号の事業計画(第四条第一項第三号に規定する事項に

相当する事項に係る部分に限る。)を第四条第一項第三号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

附 則 第七条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により運送取次事業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録について準用する。この場合において、これらの規定中「旧通運事業法第五条第三項の事業計画」とあるのは、「附則第五条の規定による改正前の内航海運業法第五条第三号の事業計画」と読み替えるものとする。

第四条第一項第三号の事業計画とあるのは、「附則第五条の規定による改正前の内航海運業法第五条第三項の事業計画」とあるのは、「この法律の規定により最初に届け出なければならない料金については、これらとみなされる者に係る当該登録について准用する。この場合において、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に」とする。

第五条 前項に規定する者がこの法律の施行後第十一条第一項の規定により最初に認可を受けなければならない利用運送約款及び第二十九条第一項の規定により最初に認可を受けなければならない運送取次約款については、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に、運輸大臣」とする。

第十五条 この法律の施行の際現に旧内航海運業法第三条第一項(旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内航運送取扱業の許可を受けている者(以下「内航運送取扱業者」という。)は、施行日に附則第三条の規定による改正後の海上運送法第二条第八項の海運仲立業について同法第三十三条(同法第四十四条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十条第一項の届出をしたものとみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に旧内航海運業法第九条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項(これらの規定を旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により營業保証金を供託している者は、当該供託に係る營業保証金を取り戻すことができる。
2 前項の營業保証金の取戻しは、この法律の施行前に当該營業保証金につき旧内航海運業法第十三条第一項(旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間中にその申出がなかった場合でなければ、これをすることができない。ただし、施行日から十年を経過したときは、この限りではない。

3 前項の公告その他營業保証金の取戻しに關し必要な手続は、法務省令・国土交通省令で定める。
4 前三项の規定にかかるわらず、この法律の施行前に旧内航海運業法第二十四条第一項(旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する營業保証金を取り戻すことを得べき事由が発生している者の当該營業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に内航運送に關し内航運送取扱業者と取引をした者が有する当該取引により生じた債権については、旧内航海運業法第十三条及び第二十七条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、第十三条第二項中「省令」とあるのは、「法務省令・国土交通省令」とする。

第二十二条 附則第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第二十二条第二項の規定により第一種利用運送事業若しくは第二種利用運送事業又は運送取次事業についてそれぞれ二以上の許可又は登録を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可又は登録を一の許可又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

第二十三条 附則第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第二十二条第二項の規定により第三条第一項の許可又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。
2 前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者についての第二十二条第二号及び第三十二条第一項第三号の規定の適用については、これらの規定中「該当するに至つたと

き」とあるのは、「該当していたことが判明したとき又はいざれかに該当するに至ったとき」とする。

第二十五条 旧海上運送法、旧通運事業法、旧道路運送法、旧内航海運業法若しくは旧航空法（附則第二十八条において「旧海上運送法等」という。）又はこれらに基づく命令によりした処分、附手続その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、附則第七条から第十五条まで、附則第十七条から第二十一条まで及び前条に規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、この法律によりしたものとみなす。

第二十八条 この法律の施行の際現に貨物運送取扱事業に該当する事業（旧海上運送法等に基づき免許、許可若しくは登録を受けること又は届出をすることをする事業並びに附則第十条及び前二条の規定が適用される事業を除く。）を経営している者は、施行日から六月間は、第三条第一項若しくは第三十五条第一項の許可又は第二十三条若しくは第四十一条第一項の登録を受けないで、当該事業を經營することができる。その者がその期間内に当該事業についてこれらの規定による許可又は登録の申請をした場合において、その許可をする旨若しくはその許可をしない旨又はその登録をする旨若しくはその登録を拒否する旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

第二十九条 この法律の施行の際現に第五十二条第一項に規定する貨物運送取扱事業を經營する者が組織している団体に該当する団体についての同項の規定の適用については、同項中「その成立の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

第三十条 この法律の施行前にした行為及び附則第十一条第一項又は第二十一条第一項若しくは第二十七条の規定により従前の例によることとされる海上運送取扱業又は航空運送取扱業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 附則第七条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄

第一条 この法律は、平成五年十月一日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合は、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則（平成六年一月一二日法律第九七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号の規定による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「处分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び

第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にして必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

附 則（平成一一年六月一一日法律第七一号）抄

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。（施行期日）

（内航海運業法の一帯改正に伴う経過措置）

第十五条 この法律の施行の際現に旧法第二十一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可を受けている者であつて、当該事業が総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるもの又は総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるものであるものは、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定によるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可の申請によるもの又は総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可の申請又は同条第二項の規定によりした届出とみなす。この場合において、当該事業に係る旧法第二十一条第二項において準用する旧法第三条第二項の事業計画は、省令で定めるところにより、内航海運業法第四条第一項の事業計画又は同法第三条第二項の規定により届け出た事項とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可の申請であつて、当該事業が総トン数百トン以上若しくは長さ三十メートル以上の船舶によるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可の申請によるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可の申請又は同条第二項の規定によりした届出とみなす。この場合において、当該事業に係る旧法第二十一条第二項において準用する旧法第三条第二項の事業計画は、省令で定めるところにより、内航海運業法第四条第一項の事業計画又は同法第三条第二項の規定により届け出た事項とみなす。

3 第二項の事業計画の変更の認可の申請は、省令で定めるところにより、内航海運業法第八条第一項の事業計画の変更の認可の申請、同条第二項の規定によりした事業計画の変更の届出又は同条第四項の規定によりした届出とみなす。

この法律の施行の際現にされている旧法第二十三条の二第一項において準用する旧法第十一條第一項の事業計画の変更の認可の申請は、省令で定めるところにより、内航海運業法第八条第一項の事業計画の変更の認可の申請、同条第二項の規定によりした事業計画の変更の届出又は同条第四項の規定によりした届出とみなす。

附 則（平成一一年一月一二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一四年五月三一日法律第九一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年五月三一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支

局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「处分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律によ

る改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により

項の規定の適用については、同項中「第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは」とあるのは、「第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更について海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）」の施行の日から一年以内に」とする。

5 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者（旧内航海運業法第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者を除く。）の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第三条第二項の規定の適用については、同項中「事業開始の日から三十日以内に」とあるのは、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）」の施行の日から三月以内に」とする。

6 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者（旧内航海運業法第三条第二項の届出をした者に限る。）の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第五項の規定の適用については、同項中「を変更したときは、その日から三十日以内に」とあるのは、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）」の施行の日から三月以内に」とする。

この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第五項の届出をした者に限る。の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第五項の規定の適用については、同項中「を変更したときは、その日から三十日以内に」とあるのは、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）」の施行の日から三月以内に」とする。

第三条 新内航海運業法第九条の規定は、施行日以後に締結される内航海運業に係る業務に関する契約について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 第八条 第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

四 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

（施行期日）

四 第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第六条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十条の規定（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十二条の規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十二条第二項の改正規定を除く。）、附則第二十三条の規定、附則第二十四条の規定（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の五第二項の改正規定（第十五条第一項）を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）、

同法第二十七条の十九の改正規定（「第十五条」を「第十六条」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条第二項の改正規定（「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十五条の規定（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十三条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十六条の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十九条の三の改正規定（「第八条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第八条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）及び附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。